

Title	ミルトンの市民社会論
Author(s)	新井, 明
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.13, 1998.3 : 167-183
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3422
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ミルトンの「市民社会」論

新井 明

一・一六四四年の前と後

論客としてのミルトンは、まず『イングランド宗教改革論』の執筆をもって世に出た。それが発刊された一六四一年五月というのはチャールズ一世の国政を支えたストラッフォード伯が、長老派主導の議会の弾劾にあつて処刑された月である。革命前夜の様相であつた。国教会側はジョゼフ・ホール主教をたてて、「主教制こそ国家の支柱なり」と高言した。議会側も黙っていない。かつてのミルトンの師トマス・ヤングをふくむ五人——その五人の頭文字を結び合わせ、てスメクティムニューアスと署名した五人——は、ただちにホール主教への反論を発表した。この五人はいずれも当時の長老主義派を代表する教職者であつた。ミルトンがこの討論に長老派擁護の立場から介入する。それが『イングランド宗教改革論』である。匿名で出た。

長老派の教会統治は、まず教職者と長老たちが治める教会を小会とさだめる。これが基礎単位である。いくつかの小

会が集まって中会（クラシス）を構成する。中会では、選ばれた教職者と長老たちが教師候補者の決定や任職や各教会の監督指導の任にあたった。中会はさらに大会を構成し、最高決定機関としての総会をもった。ミルトンがイングラント国教会の監督制度に反対し、国王の意図で宗教問題が決定される事態を拒否しようとしたとき、かれが依拠した論理は、この長老派の教会統治法であった。『教会統治の理由』（一六四二年一月？）のなかで長老主義のかかげる「神が定めた規律」は「理性」の不完全性への安全弁とでもいふべきものであった。聖書にでる長老は主教のことであつて、長老主義の「規律」こそが無秩序を除去する美德であるという信念をいだいでいた。¹このまま行つたとしたら、ミルトンはおそらく生涯を長老派でおしたにちがいない。

ところが、一六四二年の夏に結婚し、その迎えたばかりの新妻が結婚後二カ月ばかりで、実家へもどつてしまふといふ出来事がしゆつた。ここでミルトンは家庭とは何か、の問題を考えはじめた。『離婚の教理と規律』（一六四三年）はその熟慮のなかでできあがる。家庭とは神との契約関係に立つた者同士の横の——男女間の——関係であり、それはとうぜん「愛と平和」のかたちをとるべきものである。だからもし当時者の一方の「不品行」がもとで家庭に亀裂が生ずれば、結婚そのものが破棄されることになる。これが結婚の「教理と規律」の基盤となる。（その「教理と規律」といふ表現そのものが長老派好みの言い回しであつた。）ミルトンは長老派の立場からこの議論を展開したつもりであつた。

しかし長老派側からは無署名で出されたこの離婚論にたいして、この「離婚主義者」を強く非難する論調がわきあがる。ミルトンは翌一六四四年二月には再版を（こんどは著者の頭文字を入れて）出版する。かれが依拠す「律法」は

「申命記」第二章一節の文言——「人は妻をめとつた。あとで、妻に恥ずべきことがあれば、離婚状を書いて家を去らせよ」——であった。そして新たに増補した箇所において、次のように書く。「律法において、神はいわば人の姿をとつて、われわれに現われ、われわれと契約を結びたい・・・裁き、また裁かれ、正しき理性にかなひ、それに照応したものであります」。⁽²⁾「正しき理性」は、神との「契約」関係に立つものにとつては、まさに「神の像」であり、神のことばに拠る自律性の基盤となつていた。これがミルトンのいう「キリスト教的自由」の原点である。

長老派の立場から（と信じて）行なつた家庭論が、まさかその母体とする長老派側からの激しい糾弾をうけるとは、ミルトンは夢にも思わなかつた。しかし事實はそうなつてしまつた。ここでかれは結婚問題と同様に、いやそれ以上に長老主義にたいしても再考の要ありとの感をいだくようになる。神との契約関係にはいつた人格に、結婚という問題についての判断、もしくはは選択権があたえられないで、その判断は中会（クラシス）、さらには大会、総会の決議にまかせるというような長老派の教会統治法は、国教会の監督制と、どれほどの差があるのか、という深刻な疑問がミルトンには生じた。

この一六四四年はその七月にマーストン・ムアの戦いで議会軍が勝利をおさめ、その結果、議会側ではクロムウェルの独立派の発言権が増大しはじめる年である。ミルトンの心もクロムウェル派へと傾く。それはミルトンの意識としては従来からかれのところに芽生えていた「知的な光」、「正しき理性」——長老派のなかでは危険視され、遠ざけられた理念——重視への傾斜を速める結果となつた。⁽³⁾げんにその年の六月に出した『教育論』では、「わが国の貴族とジェントリーの子弟」に「理性の行動」を教授し、かれらをして中庸を知る「雅量」の人格へと形成することが、⁽⁴⁾国の将来

のために必要なることを説く。同年一月の『アレオパジティカ』(言論の自由)では、「正しき理性」の声に聞きつつ、この世の荒野を自ら「選択者」として進むことこそ「真実の戦うキリスト信徒」のあり方であると説く⁵⁾。ミルトンは国教会の教会法や長老派の「規律」に守られた「あやつり人形のアダム」たることを拒否したのである。ここで主張された自律的な個の誕生こそ、やがて『楽園の喪失』のなかで描かれるアダムを生み出す原動力となり、後述するように「市民社会」論の形成にあずかって力となった。

二・王政回復前夜

チャールズ二世がロンドンに帰るのは、一六六〇年の五月末のことである。そのことはその前から分かっていたので、王政回復後の政治体制はどうなるのか、どうあるべきか、という議論は、その前年あたりからかまびすしく交わされた。ミルトンが勢いこんで、マンク將軍にあてて、『自由共和国樹立の要諦』*The Ready and Easy Way to Establish a Free Commonwealth* を一六六〇年三月に出したのも、その風潮のなかにおいてであった。

しかしこの政治論を印刷している最中に、議会内で一大変化がおこる。九年まえの「プライド大佐の肅正」で追放された王党派と長老派の議員たち——「隠退議員」^{セクレタット・メン}——が、マンク將軍とあい図って、二月二一日に急遽議会を開き、王政の回復を前提とする新議會を四月二五日に開会する旨の議決をする。これは前々年に世を去ったクロムウェルを頭領と仰ぐ独立派の追い落としを狙った、事実上のクーデターであった。二月二一日といえ『自由共和国樹立の要諦』は、

おそらく印刷中のことであり、議会の動きを知ったミルトンはその新事態に即応した議論を展開する必要に迫られたことであろう。もともとかれがこの著述でのべようとしたことは、イングランド各州を「小さな共和国」となし、それを「貴族とおもだつたジェントリー」⁶⁾——この議論が『教育論』や『アレオパジティカ』における、「正しき理性」に立ち、「選択者」としての能力を発揮することのできる「わが国の貴族とジェントリーの子弟」の提唱に淵源をもつことは明らかであろう——が治め、その政治単位を基盤として、つぎに国家そのものの「基礎たり支柱たる」終身制の中央評議會を設立するという改革案であつた。⁷⁾この中央評議會——議會という名称を故意に避けて——を殘部評議會⁸⁾で埋めたいとねがつていたらしい。ただ、新議會開催の日程がきめられた時点において、ミルトンはいま印刷中の論文を急遽改定する必要を感じた。それも新議會開催以前に出版しなくては、意味がない。大幅に増補された改訂版は四月上旬には世に出たはずである。

自由共和国論の改訂版は、終身制の中央評議會の設立を要請するという大筋においては、初版と変わらない。しかし、いくつかの変更がある。この時期では、殘部評議會支持の宣言は無意味であり、削除されている。またマUNK將軍にたいしては、將軍が「隱退議員」^{セクレテッド・メンバーズ}と結託して新議會開催に踏み切つたのであるから、ミルトンの側からは、いわば裏切り者であつた。ローマの軍事独裁者スルラに見立てられた。

また大幅に加筆された部分が三つある。第一は「自然の法」にかんする部分、第二はアリ社会にかんする部分、第三は「終身制の元老院」にかんする部分である。まず、自然法をめぐるのは、ミルトンは次のように論じている。イングラ
ンド議會は「王政の束縛」を自由な共和国へと変更したのだが、それは「全人類を真に心底から根本的に支える法の

法」たる「自然の法」が「倫理的でない」慣習的教会諸法を廃棄した結果だ、と論ずる。⁽⁸⁾ イングランド革命期の反体制派は、この流儀で既成の政治・宗教指導者層を糾弾した。

第二の加筆部分は王政支持派を、神のみわざと人間の努力を評価しない怠け者とききおろす箇所に加えられた比喩である。旧約聖書の「箴言」第六章六節以下の、「怠け者よ、アリのところへ行き、そのなすところを見て、知恵を得よ。アリは君侯なく……主人もないが、夏のうちに食物をそなえ、刈り入れのときに食糧を集める」ということばを、ミルトンは引用する。さらにかねは次のように手を加える。「アリは無差別、無制御の人びとにたいして、俟しき自製の民主政、あるいは共和国の範例となり、一人の専政君主による一支配体制下よりも、多くの勤勉にして平等なる人びとが未来をのぞみ、協議しあいつつ、安全に繁栄してゆく型となる」とする。アリは明らかに共和政の象徴となっている。「勤勉」、「俟しき」、「自制」、「平等」、「未来」などの、ミルトンの「共和政」の諸徳目が、ここに並んで顔をだす。

ここでいう「民主制、あるいは共和国」を、他の加筆部分で「共同社会」“commonalty”と言ひ換えてもいる。これが「州、もしくは共同社会」という表現であるところをみると、おそらく州レベルの共和政を——ミルトンのいう「州議会」——指しているものと思われる。ミルトンは「貴族とおもだったジェントリー」による共同社会の構成が政治形態の根底にあるべきだという主張をいっていたのであろう。このことは、かれの「市民社会」論を考える場合に、押さえておかなければならない点となる。

加筆の第三として、「終身制の元老院」の提唱がある。終身制論は初版にも出る。それはかれの『ある友人への書簡』（一六五九年一〇月）などの文書にもみられるもので、ミルトンはこの考え方に固執していた。かれはこの堅牢な寡頭

制を敷いて共和政の瓦解を食い止めたかったのである。寡頭制はそのための「さしあたり」の便法案であった。かれのいう「元老院」とは国の支柱たる「中央評議会」のことであるが、この思想の背景にはローマやヴェネチアの元老院制のほか、ユダヤやアテナイの最高法院制の先例があった。また元老院案は、ヘンリー・ヴェイン (Sir Henry Vane)、ヘンリー・スタブ (Henry Stubbe)、ジョン・デズバラ (John Desborough) など、共和政支持者たちの主張には多く散見する見解でもあった。この構想じたいはミルトン独自の考え方ではないのだが、ただかれの場合に特異なのは、「終身制の元老院」の加筆部分に、かれの教育思想をもちこんだことである。

すぐれた中央評議会が設立されるためには、選挙人も被選挙人も、「すぐれた教育」をうけた人びとでなくてはならず、そうでなければ国民に「徳力ある信仰、節制、謙虚、謹厳、儉しさ、正義」を教えうる政治体制はつくり上げられない。⁽⁹⁾ 自由共和国の支柱とされる「貴族とおもだったジェントリー」は、社会層そのものへの言及ではなく、すぐれた教育をうけた有徳の、国民の範となりうる人土たちを指して、ミルトンが用いた表現であった。⁽¹⁰⁾ かつての『教育論』の主張が、ここに継承されていることがわかる。

ミルトンはこの文書の改定増補版で、「中央評議会」そのものの構成を、より明確にしている。それによると、各州のおもな都市に個別の「通常会議」“ordinary assemblies”を設け、それが州単位の「州会議」“general assemblies”の選出母体となる。さらに州会議から代表者が選ばれて「中央評議会」“Grand or General Council”を構成する、という仕組みになっている。⁽¹¹⁾ (この三段階のアイデアは、すくなくともその基盤は、前にものべた長老派の教会統治法に酷似していることを指摘しなければならない(『教会統治の理由』)。そこでは、かれは「教区会議」“every parochial

consistory”「教会会議」「a little synod”「中央會議」「a general assembly”の三段階構想を提唱していた。⁽¹²⁾このことは王政回復期に反長老派の立場から前述の三段階構想を提言しているミルトンにも、なお長老派的な思考様式が残存していたことを物語っていることになりはすまいか。」

ミルトンの共同社会のアイデアは、倫理的自律性をかちえた人びとがその基礎を構成する市民社会を指向したことは明らかである。

以上われわれは『自由共和国樹立の要諦』の改定増補版で、ミルトンが行なった加筆箇所を中心に、三点にわたる著者の主張を観察してきた。「自然の法」の倫理も、その倫理にのっとった共同社会——つまり市民社会——の提議も、「終身制の元老院」制構想の基盤をなすものであるが、その根底に指導者層の教育の問題が提案されることが特徴であった。ただ、この増補版は初版そのものにくらべると、共和政の瓦解を目前にしているだけに、悲観の度合いの深まりを示す筆はこびである。しかしそれだけに、ミルトンほんらいの理想が、より純粹に全面に押し出される結果となっている。それが端的に現われたのが、ここで指摘した加筆三部分であると思われる。

三. 『樂園の喪失』へ

たしかに、一六六〇年の二月、三月段階のミルトンが、ちょうど同時期に口述を進めていた叙事詩のなかに、改訂版の自由共和国論の主張を、詩的なたちに生かして嵌めこんでいるかもしれないのである。その可能性に、かんたんに

ふれておきたい。

まず最初に「自然の法」の問題である。叙事詩の第二二卷二四行以下において、天使ミカエルがアダムに語る数行は、『自由共和国樹立の要諦』の加筆部分でミルトンじしんが論じたことと、ほぼ同一の内容となっている。

やがて心たかぶれる

ひとりの野望家が起こり、正しき平等、

兄弟相愛の状況にあきたらず、

兄弟のうえに不当の主権を僭称して、

調和と自然の法とを

大地から除去せんとする。

かれの専制政体への屈従をこばむものには

戦闘と敵意の罨を仕かけて、狩りこむ。

(獲物はけものではなく、人間なのだ。)

ここでいう。「野望家」は神に逆らう専制暴君ニムロデを指す(創世記一〇の八以下)。ミルトンはかつて『偶像破壊者』Eikonoclastes (一六四九年)のなかで、そのニムロデという名称をもってチャールズ一世を指したことがある。

だから『樂園の喪失』を口述するミルトンも、ニムロデとチャールズ・ステュアート——このばあいはチャールズ二世——を、同じサタンのな野望家ととらえたとも考えられる。さらに、「調和」と「自然の法」の尊重が「平等」、「兄弟相愛」の基とされていることや、それへの尊重の念のないところに「専制政体」がのさばりはじめるという図式は、改訂・自由共和国論でミルトンがいつていることと、ぴたりと合致する。とすれば、この「野望家」は、ここでは、ミルトンが「スルラの専制」と野次った。その当のマンク將軍を指す表現とも考えられるのではないか。いずれにせよ、叙事詩における「自然の法」ということは、明らかに倫理的意味あいをもち、その点、散文の『要諦』で語ったことを、その延長線で、より明確化したものとみることができよう。

第二に、アリ社会の部分に相応する詩行として、われわれは叙事詩の第七卷四八四行以下をあげることができる。

まず匍はうのは、

未来を心がけ、寛ひろき心を

小さき胸につつまつまむ儉つましきあり。

ありはこののち、民の共同社会を

かたちづくり、正しき平等の

型かたとなる。

『要諦』の改訂部分のなかで、共和政の象徴とされたアリ社会の諸特徴の一切が、ここに出そろっているではないか。「未来」、「儉しさ」、「平等」という語ばかりでなく、「寛き心」という語が出る。この語が「雅量」の変形であることは、論をまたない。さらにここでは（叙事詩のなかではここ一回かぎりの）「共同社会」という重要な語があらわれる。注解家たちはこの語にほとんど目もくれず、ましてや改訂・自由共和国論との関連での説明は、いまのところ皆無とわいていい。『要諦』では、すでに観察したように、それが「州会議」を中核とする政治体を指したことを配慮すれば、これはたんに「民主政体」などという漠然たる内容の語ではなく、詩人としてはもっと具体的な内容の実体を脳裏にえがいて用いた語であることとすることができる。また叙事詩におけるアリ社会の美德は、自由共和国の選出母体たる「貴族とおもだったジェントリー」の、あるべき姿を詩的に、より直截にうたいあげたものと考えていい。

重要なことは、このアリ社会の叙述のあとに、人間の創造の叙述がすぐにつづくことである。

なお欠けるは主要たる作、すでに

造られたるものの完成。他の生きものの

ごとくにはうつ向かず、愚でもなく、

きよき理性をさすけられて、全身を直立させ、

しづかなるひたいをまっ直ぐにもちあげて、

みづからを知りつつ、他を治める、

ゆえに寛やかなる心をもって天と交わる。

(第七卷五〇五—五一一行)

アダムは「きよき理性」をさずかり、「寛やかなる心」——つまり「雅量」——をもって神と交わり、節制を尊びつつ、他を治める。これらの美德は、前段の結びで説明したように、明らかに「貴族とおもだつたジェントリー」にミルトンが求めた理想的人間像である。つまり創造されたアダムの姿には、ミルトンの考える指導者層の典型が見いだされるのである(この理想型たるアダムが墮落し、悔い改め、神に従順を誓うにいたる過程が、「樂園の喪失」そのもののドラマである)。

最後に、『要諦』改訂版の加筆部で強調されている「終身制の元老院」にかんしてふれておこう。叙事詩の第一二巻で、天使ミカエルはアダムにたいして、エジプト脱出後のイスラエル人が、アラビアの砂漠をさまざまにつつ、

みずからの統治法を確立し、

十二の族から元老をえらび、

律法にもとづいた統治を始めようとする。

(第一二卷二二四—二二六行)

「元老」という語は、叙事詩中ここいちどかぎりのことばである。この行の元本は旧約聖書「出エジプト記」第二四章一節から九節までで、そこには「イスラエルの七十人の長老」とある。

ミルトンが「長老」という表現を避けて「元老」という語を使ったということは、この箇所が『要諦』の改訂版とならんかの関係のあることを想定させるものである。つまり中央評議会の「元老院」構想をうちだしたミルトンでなければ、叙事詩のこの部分で「元老」という語は使えなかったはずなのである（そもそも叙事詩では、驚くべきことに、「長老」という語はいちども使われていない。そこには、長老派が王政復古期においては「新たに王党化した長老派」として、王政の回復のために暗躍する反動勢力になりさがったという、ミルトン一流の批判が働いていたことが認められる）。共和政府派のジョン・デズバラ將軍は六〇名構成の元老院制を提唱したが、ミルトンが叙事詩の第一二卷二二五行で七〇人の「長老」という語に代えて「元老」という語を採ったことは、かれが七〇名構成の、とまでは明言できないにせよ、デズバラ將軍の提唱にはば等しい規模の元老院——つまり中央評議会——を構想した可能性をさえ、われわれは推定することがゆるされるのかもしれない。

ミルトンはこの『自由共和国樹立の要諦』の改訂版を出すにあたっては、それ以前のかれのように、なんとしても理想の実現を図ろうとする気持は、もはや捨てて、理想は理想としてそれを書きとどめよう、という心境になっている。それだけに、改訂版においては、未来展望的な表現がずいしよに書き加えられたのであろう。『樂園の喪失』はそのかれの理想を芸術的に整理・彫琢ちようかくしたもので、それをときに黙示的に、ときに預言者的に、ときに直截に表現したものであるといっている。『要諦』でじゆうぶんに言いきれなかったものを、思う存分に吟唱している感がふかい。したがって叙事詩は、アダムの樂園追放という神話を枠組みとしてもちながら、じつは王政復古期の詩人の願望をいつくしたものとみていい。詩人は「貴族とおもだったジェントリー」の理想型を創造時のアダムの姿にうたいこみ、

自由共和国フリースタットの栄光の構造をアリ社会コモナルティの共同社会コモナルティで象徴しつゝ、成るべくして成らなかつた自由共和国への挽歌と、それへの新たな展望を、ここにうたいあげたものとみることができよう。

四、人文主義者ミルトン

ミルトンは、クロムウェル政権の内にて外国語担当秘書官としての公的任務についていた時期には（とくにその前半においては）、ここに成つた共和政にたいして深くは批判の言辞を弄することはなかつた。いや、その暇はなかつた、といったほうが正確であろう。ただ、クロムウェルが一六五九年九月に世を去り、その後ミルトンも公職を辞する段階で、つまり王政回復が必至の状況のなかで、かれは共和政とは何か、という深刻な反省を強いられたにちがいない。クロムウェルその人にたいする批判もなかつたわけではない。とうぜんのことだが、共和政府を牛耳つた独立派の面々にたいする批判もあつた。ミルトンが『自由共和国樹立の要諦』のなかで、「終身制の元老院」を基礎とする中央評議会をつくり、それを共同社会——つまり市民社会——の礎石とするという構想の背景には、かつてかれが『教育論』のなかで、「わが国の貴族とジェントリーの子弟」——つまり教育面・倫理面において堅牢な基礎を誇り得る層——の形成を提議したことに深くかかわるものである。つまり人文主義的な人間の育成に自由共和国建設の将来を託するという考え方が、かれの胸中深くにあつた。以上でミルトンの市民社会論の政治形態と、かれがその内実をどう考えたかは、おおよそ判明したものと思ふ。

『自由共和樹立の要諦』改定版のなかでも大きな比重を有する「雅量」*magnanimitas*の概念が、そもそもアリストテレスの『ニコマコス倫理学』にでる議論であることは、ここではそのことを指摘するにとどめる。¹⁴（このことはすでに見たように、『教育論』のなかでも現われていた。）『要諦』の一節で、

良心の自由を大切にし、それを保護するのは、自由共和国だけである。自由共和国だけが雅量にとみ、恐れを知らず、みずからの公平の処置を確信しているからである。それになりたいして王政は、じつは小心で、徳と大きな心“generosity of mind”のゆえに尊敬を勝ちえた人びとを信用しなかったが、信仰あつきをもつて知られている人びとに猜疑のまなこを向けるのである。¹⁵

「雅量」、つまり「大きな心」をはぐくむのは自由共和国であつて、王政はそれを嫌い、「信仰」をこばむという文脈からわかることは、ミルトンは「雅量」と「信仰」をほぼ等価値的に考えているということである。そしてこの雅量の美徳をはぐくむ主体が自由共和国そのものであるとするならば、その美徳の根源は、自由共和国の支柱である「貴族とおもだつたジェントリー」以外には求められないことになる。政局の急激な反動化の時期を迎えて、ミルトンがその共和政論を急遽改定しなければならなくなつたときに、かれの脳裏を走つたものが、この人文主義的な倫理観であつたことは疑えない。そしてその意図は、『樂園の喪失』のなかに、文芸の純粹性と永遠性を託されて歌いこまれることになる内容でもあつた。

※本論考は一九九七年五月一九日に聖学院大学総合研究所においてのべられたものである。その時点において拙著『ミルトン』（清水書院へ人と思想シリーズ）、一九九七年八月三〇日発行）の校正刷りを手元において語った。したがって同書のある部分——とくに第6章「王政復古前夜」の項——は本論考と、ほぼ重なることを、初めにお断り申し上げる。また拙著『ミルトンとその周辺』（彩流社、一九九五年）所収「ミルトンと一六四四年」、
「ミルトンと王政復古」の章をご参照いただけたら幸せである。

注

- (1) イェール大学出版部『散文全集』第一巻、七五〇―七五六ページ。新井明・田中浩（共訳）『教会統治の理由』（未来社、一九八六年）、一四―二一ページ。
- (2) 『散文全集』第二巻、二九二ページ。新井・佐野弘子・田中（共訳）『離婚の教理と規律』（未来社、一九九八年）、一五―一六ページ。
- (3) 前記、「ミルトンと一六四四年」をご参照いただきたい。
- (4) 『散文全集』第二巻、四〇六ページ。私市元宏・黒田健二郎（共訳）『教育論』（未来社、一九八四年）、二五五ページ。なお注（一八九）をご参照いただきたい。
- (5) 『散文全集』第二巻、五二七ページ。
- (6) 『散文全集』第七巻、三八三、四五八、四五九ページ。
- (7) 『散文全集』第七巻、三六九ページ。

- (8) 『散文全集』第七卷、四二―四一三ページ。
- (9) 『散文全集』第七卷、四四三ページ。
- (11) 今関恒夫氏はこの解釈に賛意を示してくださる。永岡薫・今関恒夫（共編）『イギリス革命におけるミルトンとバニヤン』（御茶の水書房、一九九一年）、二七〇ページ。
- (11) 『散文全集』第七卷、四四三―四四四ページ。
- (12) 『散文全集』第一卷、七八九ページ。新井・田中共訳本、六三ページ以下。
- (13) 『楽園の喪失』の訳はすべて新井訳（大修館書店、一九七八年）より。
- (14) 詳しくは新井『ミルトンの世界——叙事詩性の軌跡』（研究社出版、一九八〇年）、第五章「ヒロイズム観の実践——『教育論』」をご参照いただきたい。
- (15) 『散文全集』第七卷、四五六―四五七ページ。